

吉川市放射性物質 除染計画

(第一期計画 平成23年11月~平成24年3月)

第1版

平成23年11月14日
埼玉県吉川市

目 次

| | | |
|----|-------------------|---|
| 1 | 計画の目的 | 2 |
| 2 | 計画の実施機関 | 2 |
| 3 | 目標設定 | 2 |
| 4 | 対象施設等及び対象毎の優先順位付け | 3 |
| 5 | 汚染状況の詳細な確認 | 4 |
| 6 | 対象施設毎の除染方法 | 4 |
| 7 | 実施主体 | 5 |
| 8 | 仮置き場の確保 | 5 |
| 9 | 今後の放射線量の測定について | 6 |
| 10 | 市民による除染活動の支援 | 6 |

資料

| | | |
|--------|-------|---|
| ・(別紙1) | 除染申出書 | 7 |
| ・(別紙2) | 除染承諾書 | 8 |

参考

- ・「学校等の除染に向けての放射線量の測定実施要領」

1. 計画の目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い発生した放射性物質の飛散は関東まで及び、特に千葉県の東葛地区、そして吉川市を含む埼玉県の一部地域は、その線量が高い値を示しています。

その結果、小さな子どもを持つ保護者等から不安の声が市に寄せられたため、市として「吉川市における空気中の放射線量に関する当面の考え方」（平成23年7月8日市長決裁。以下「当面の考え方」という。）を示し、国等から統一的な基準が示されるまでの間の対応を図ってまいりました。

それと併せ、月1回、市内学校施設や保育所、公園など27箇所における放射線量の測定を行い、当面の考え方に基づき、比較的放射線量の高い箇所では、活動の制限を促すなどの対応を実施してまいりました。

その後、国では「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）が制定され、「第三節 除染等の措置等」については、『汚染状況重点調査地域』の指定については、未実施ながらその考え方が明らかにされつつあります。

また、近隣市町で構成する「埼玉県東南部地域放射線対策協議会」において、放射線量低減のための方針（案）も示されたため、これらを参考にしながら、平成23年8月26日に原子力災害対策本部が示した「除染に関する緊急実施基本方針」及び「市町村による除染実施ガイドライン」に基づき、市民の安全・安心を守るため、「吉川市放射性物質除染計画」を策定し、対策を図るものです。

2. 計画の実施期間

第1期計画の期間は平成24年3月31日までとします。

放射線量の高い地域施設等から除染してまいりますが、特に小・中学校、公園、保育所、幼稚園等、子どもたちが利用する施設については、平成23年12月31日までを目標に除染してまいります。

平成24年4月以降は、第1期計画の進行状況を見ながら、第2期計画を策定し、引き続き除染等の措置を行ってまいります。

3. 目標設定

「放射性物質汚染対処特措法」で国が定めようとしている『汚染状況重点地域』の指定要件や「埼玉県東南部地域放射線対策協議会」の方針を基に、次のとおり定めます。

① 軽減を図るための目標

- ・ 推定される年間追加被ばく量(1年間に受ける被ばく線量で、自然被ばく線量及び医療被ばくを除いたもの)が、年間で1ミリシーベルト（地表面から1メートルの空間放射

線量が毎時0.23マイクロシーベルト)を超えないことを目指します。

②除染を検討する施設等の目安

- ・①の目標を確実に達成するため、地表面から50センチメートルの空間放射線量が毎時0.19マイクロシーベルトを超える線量が測定された施設等を除染の対象とします。

4. 対象施設等及び対象ごとの優先順位付け

「学校等の除染に向けての放射線量の測定実施要領」(平成23年10月14日市長決裁)により実施した放射線量の詳細測定の結果(10/17~11/4実施 地上50センチで測定)に基づき、除染対象施設等及び除染順位を下記のとおりとします。

| | 施設名等 | 単位/マイクロシーベルト/時 | 備考 |
|----|-----------------------|---------------------------|--------|
| 1 | 三輪野江小学校 | 0.15~0.55 | |
| 2 | 北谷小学校 | 0.13~0.33 | |
| 3 | 美南中央公園 | 0.15~0.25 | |
| 4 | コピープリスクールよしかわ | 0.18~0.27 (任意の地点で0.72) | (民間施設) |
| 5 | 青葉保育園 | 0.15~0.32 | (民間施設) |
| 6 | 上中児童広場 | 0.23~0.26 | (民間施設) |
| 7 | 永田公園 | 0.07~0.22 | |
| 8 | 中井沼公園 | 0.13~0.23 | |
| 9 | 中央中学校 | 0.11~0.68 | |
| 10 | 栄小学校 | 0.11~0.60 | |
| 11 | 南中学校 | 0.09~0.29 (任意の地点で1.23) | |
| 12 | 関小学校 | 0.11~0.23 | |
| 13 | 中曽根小学校 | 0.12~0.22 | |
| 14 | 東中学校 | 0.07~0.30 (任意の地点で0.50) | |
| 15 | 児童館ワンダーランド | 0.11~0.25 | |
| 16 | 第2保育所 | 0.13~0.22 | |
| 17 | 吉川つばさ保育園 | 0.10~0.20 | (民間施設) |
| 18 | 育暎保育園 | 0.10~0.20 | (民間施設) |
| 19 | 吉川幼稚園 | 0.12~0.20 | (民間施設) |
| 20 | ムサシノ幼稚園 | 0.13~0.20 | (民間施設) |
| 21 | 吉川小学校 | 0.08~0.21 | |
| 22 | その他街区公園等で基準を超えた値が出た箇所 | | |
| 23 | 通学路脇の側溝等で基準を超えた値が出た箇所 | | |

5. 汚染状況の詳細な確認

対象施設等については、再度詳細な測定を除染前に実施したうえで、対応を図ります。

6. 対象施設ごとの除染方法

| | 施設 | 除染範囲 | 除染方法 | 対象 |
|---|-----|------|--|--|
| 1 | 小学校 | 全面 | 業者による ・校庭の表土削り取り、覆土 ・校舎周り高圧洗浄 ・側溝清掃・洗浄 | ・三輪野江小学校 ・北谷小学校 |
| | | 一部 | 業者による ・校庭の表土削り取り ・側溝清掃・洗浄 | ・中曽根小学校 ・関小学校 ・栄小学校 |
| | | | 職員による ・校庭の表土削り取り | ・吉川小学校 |
| 2 | 中学校 | 一部 | 業者による ・校庭の表土削り取り ・アスファルト面・側溝の 高圧洗浄 | ・中央中学校 ・南中学校 ・東中学校 |
| 3 | 公園 | 全面 | 業者による ・表土削り取り及び覆土 ・芝生刈り込み ・アスファルト面の高圧洗浄 | ・吉川美南中央公園 |
| | | | 業者による ・表土削り取り ・アスファルト面の高圧洗浄 | ・上中児童広場 |
| | | 一部 | 業者による ・表土削り取り ・アスファルト面・側溝の 高圧洗浄 等 (状況に応じ対応を検討) | ・中井沼公園 ・その他基準値を超える 値が広範囲で出た街 区公園等 |
| | | | 職員による ・表土削り取り ・草刈や落ち葉等の清掃 | ・永田公園 ・その他基準値を超える 値が点で出た街区公 園等 |

| | | | | |
|---|-------------|----|---|---|
| 4 | 保育園 | 全面 | 業者による ・園庭の表土削り取り ・芝生刈り込み ・アスファルト面の高圧洗浄 | ・コビープリスクールよ しかわ ・青葉保育園 |
| | | 一部 | 職員による ・園庭の表土削り取り | ・吉川つばさ保育園 ・第二保育所 ・育暎保育園 |
| 5 | 幼稚園 | 一部 | 職員による ・園庭の表土削り取り | ・吉川幼稚園 ・ムサシノ幼稚園 |
| 6 | その他 施設 | 一部 | 業者による ・表土削り取り | ・児童館ワンダーランド |
| 7 | 通学路・ 側溝等 | 一部 | 業者による ・汚泥の除去 ・高圧洗浄 職員による ・汚泥の除去等 | ・側溝等及び通学路周辺 を中心に基準値を超 えた箇所 (側溝等については下 流を含む) |

7. 実施主体

除染は、吉川市が主体となって公共施設や特に子どもたちが集まる場所を中心に行います。なお、民間保育園等の民間施設の場合は、管理者に対し除染の申出を行い、承諾を得た後、除染してまいります。(参考:別紙1「除染申出書」及び別紙2「除染承諾書」)

8. 仮置場の確保

・仮置場の場所

除去土壌の仮置き場の場所については次のとおりとします。

- ① 公共施設等・・・原則として、その敷地内に仮置き保管します。
- ② 道路、側溝等・・・業者に処分を委託します。

但し、土壌の放射性セシウム濃度(セシウム134とセシウム137の合計値)が8,000Bq/kg(環境省が一般廃棄物最終処分場(管理型最終処分場)における埋立処分を可能とする値)を超えた場合は市有地に一時保管し、処理方法を検討します。

・仮置きの方法

「市町村による除染実施ガイドライン」(平成23年8月26日原子力災害対策本部)に示された「仮置き場の設置及び管理」のうち「まとめて地下に置く方法」を参考に除去土壌を保管します。

- A) 除去土壌等を仮置きするための穴を設けます。
- B) 穴の底面及び側面には、あらかじめ遮水シートを敷き、水が地下に浸透しないようにします。
- C) 除去土壌等は、耐水性材料で梱包し、穴に入れます。
- D) 雨水浸入防止のため遮水シートで覆います。

また、仮置場の敷地境界での空間線量率が周辺環境と同水準になる程度まで遮へいを行うため、30cm以上覆土するものとします。

《参考》覆土の厚さと放射線遮へい効果》

| | |
|-------|------|
| 5 cm | 51%減 |
| 10 cm | 74%減 |
| 15 cm | 86%減 |
| 30 cm | 98%減 |

9. 今後の放射線量の測定について

①除染を行った施設等

除染後も空気中の放射線量について定期的に測定を実施し、経過観察を行います。

- ・除去土壌の仮置場については、月1回、測定してまいります。
- ・側溝や雨どいの下等、線量が高く出る可能性のあるところについても、必要に応じ測定してまいります。

②これまでの測定で比較的放射線量が低く、除染まで至らなかった施設等

- ・側溝や雨どいの下等、線量が高く出る可能性のあるところについても、必要に応じ測定してまいります。

③その他

- ・多くの市民に影響がでる可能性があるると市が認識した場所については、随時測定を行ってまいります。

10. 市民による除染活動の支援

民有地については、所有者や管理者に除染をお願いすることになりますが、市民からの除染に関する相談窓口を設け、助言等を行います。

また、通学路脇以外の側溝等について、自治会等で清掃を行う場合は、汚泥の引き取り等を行ってまいります。

市民が除染を行う場合に参考となるよう、効果的な方法、作業手順等を示した「放射性物資除染マニュアル」を策定してまいります。

別紙1

平成 年 月 日

(施 設 所 有 者) 様

吉 川 市 長

除 染 申 出 書

下記施設の放射性物質除染を実施したいので、申し出ます。

記

| | |
|------|--|
| 施設名等 | |
| 所在地 | |
| 除染日時 | 平成 年 月 日 () : から 平成 年 月 日 () : まで |
| 除染方法 | |

別紙2

平成 年 月 日

吉 川 市 長 宛

住所

氏名

除 染 承 諾 書

市から申出のあった下記施設の放射性物質除染について、承諾いたします。

記

| | |
|------|--|
| 施設名等 | |
| 所在地 | |
| 除染日時 | 平成 年 月 日 () : から 平成 年 月 日 () : まで |
| 除染方法 | |